

2016年9月より

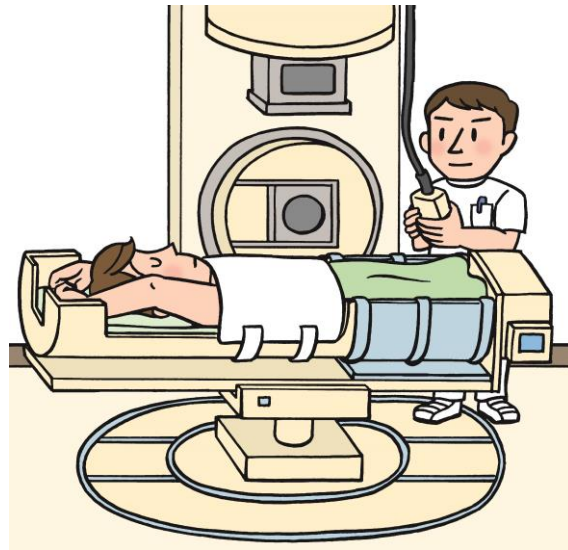


先進医療特約 が新登場！

ご存知ですか？
健康保険の対象外である
「先進医療」の技術料は、
全額自己負担となり、高額な
費用がかかる場合もあります。

新登場の先進医療特約は、
その技術料の自己負担分を
保障。

治療の選択の幅を広げるため
にも、この特約で備えませ
んか？



担当職員()からのおすすめ！

【CO・OP共済ニュース】 16-618 使用期限:2017.6.30

※CO・OP共済の詳しい保障内容は、商品パンフレットをご覧ください。
※CO・OP共済に加入するには、出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になること
が必要です。生活協同組合(生協)は、お店や宅配などでくらしに貢献しています。
契約引受団体/日本コープ共済生活協同組合連合会 (《たすけあい》は、グリーンコープ共済生活協同
組合連合会との共同引受になります。)

治療の選択の幅を広げる先進医療特約

- 付帯できる年齢:0歳から満65歳(付帯先《たすけあい》コースの保障期間内)
- 保障期間:付帯先《たすけあい》コースと同じ

《たすけあい》月掛金にプラス	1回あたり最高
月掛金 100円	支払 限度額 1,000万円*
*先進医療共済金・先進医療一時金を合算	

保障内容 病気やケガのために所定の先進医療を受けたときにお支払いします。

先進医療共済金 + **先進医療一時金**

(先進医療にかかる技術料のう
ち、自己負担した金額と同額)

先進医療共済金の10%

(先進医療共済金の10%が5万円に満たない場合、
一律5万円を保障。ただし、先進医療共済金が支払
われる場合に限りません。)



先進医療の技術料って、具体的にどのくらいかかるの？

先進医療にかかる技術料の一例

重粒子線治療にかかる技術料

(適応症:肝臓がんや前立腺がんなど)

平均 **308万6,340円**

出典:厚生労働省「先進医療 実績報告書」(平成27年度)

※平成28年1月時点の厚生労働大臣の定める先進医療です。先進医療は随時見直されますので、詳しくは
厚生労働省のホームページでご確認ください。

付帯時の注意事項

- ・加入者(被共済者)ごとにお申し込みください。
- ・告知事項への回答が必要です。
- ・J1900円・V1000円コースには付帯できません。
- ・先進医療特約のみでのお申し込みはできません。

※先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療
機関にて行われるものに限りません。医療技術を受けた日において、先進医療にあてはまらない場合はお支払いで
きません。

※先進医療については厚生労働省のホームページでご確認ください。

お問い合わせは所属のグリーンコープ、又はコープ共済センターへ



0120-17-9431